

世界遺産登録 20 周年記念誘客促進事業企画運營業務
仕様書

1 業務名

世界遺産登録 20 周年記念事業企画運營業務

2 業務期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

3 委託（見積）上限金額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

予算内訳：令和 5 年度 4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 6 年度 7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 事業概要

【背景・経過】

2004 年に「紀伊山地の霊場と参詣道」が世界遺産に登録され、翌 2005 年に市町村合併により現在の田辺市が発足し、本市は、熊野本宮大社や熊野参詣道中辺路といった世界遺産の主要な構成資産をはじめ、温泉、自然、歴史、食など多様な観光資源を有する自治体となった。

以降、本市では、エリアごとの特性を活かした観光振興を図るとともに、世界遺産を活かしたまちづくりとして、「世界に開かれた上質な観光地」を目指して、外国人観光客（主に欧米豪）をターゲットとした施策を展開してきた。その結果、国内外で熊野古道や和歌山の評価が高まるとともに、本市を訪れる外国人観光客も増加を続けてきた。

一方、市内の観光動態を見ると、観光目的や誘客エリア、客層の偏り等が課題視されており、「熊野」が有する多様な価値や魅力、また市内の豊富な観光資源を活かし、新たな客層の獲得や誘客及び周遊エリアを拡大が求められている。

【本事業の目的】

2024 年に「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録 20 周年（登録日：2004 年 7 月 7 日）を迎えることから、それを記念した事業を展開し、本市への更なる誘客及び周遊を促進する。特に、まだ知られていない価値や魅力に着目し、それらを高め、発信することで、単なる記念行事ではなく、観光における課題解決や本市のブランド力向上を図り、持続可能な観光地づくりにつなげる。

【本事業のターゲット】

国内観光客のうち歩き旅を好む層をターゲットとする。このうち、熊野に関心のない又は訪れたことのない層に対しては、認知獲得及び旅行動機喚起を、既に熊野に関心のある又は訪れたことのある層に対しては、リピートや周辺エリアへの周遊促進を意識した事業を展開する。

また、各事業において、将来的な外国人観光客への展開も視野に入れて実施する。

【事業内容】

(1) プロモーション

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする本市の観光情報及び記念事業に関する情報等を発信し、本市の認知度向上及び旅行動機喚起を図る。また、他の周年記念事業とも連動し、一過性の情報発信にとどまらず、本市の本質的な魅力や価値を踏まえたプロモーションを行い、本市のブランド力向上につなげる。

実施期間：随時

(2) 周遊キャンペーン

世界遺産登録 20 周年の特別感を演出し、実際に本市に訪れたいくなる企画を実施する。また、世界遺産エリアだけでなく、周辺エリアへの周遊を促進することで、本市全体の認知度向上及び市内での滞在時間延長、消費拡大につなげる。

実施期間：令和 6 年 7 月～令和 7 年 3 月

(3) シンポジウム

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の価値を普及啓発するためのシンポジウムを開催する。

田辺会場 実施日：令和 6 年 7 月 6 日（土）

会 場：紀南文化会館 大ホール（定員 1,224 名）

対 象：主に市民、近隣在住者 等

東京会場 実施日：令和 6 年秋頃（1 日間開催）

会 場：未定（定員 400 名程度想定）

対 象：首都圏在住者、メディア、マスコミ 等

5 委託業務の内容

「4 事業概要」を踏まえ、以下に掲げる事業を実施すること。なお、それぞれ単体で実施するのではなく、一体的に取り組むことで、事業効果の最大化を図ること。

(1) プロモーション業務

- 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」をはじめとする本市の観光情報及び市や観光協会等が実施する世界遺産登録 20 周年記念事業に関する情報等を発信し、本市の認知度向上及び旅行動機喚起を図ること。

- ・ プロモーションに当たっては、現地取材を行い、本市の魅力を発掘、編集したうえで発信すること。特に、世界遺産（熊野）と他の観光資源（以下（ア）～（エ）参照）との関連性やストーリーにも着目し、新たな切り口やまだ知られていない熊野の価値や魅力を取り入れて発信すること。
 - （ア） 田辺市街地～滝尻王子間の熊野古道及び関連史跡
 - …潮垢離、鬮雞神社、長尾坂、潮見峠越、北郡越 等
 - （イ） 田辺市街地及び田辺市ゆかりの偉人
 - …商店街、飲食店街、南方熊楠、植芝盛平、武蔵坊弁慶 等
 - （ウ） 龍神温泉郷及び周辺観光地
 - …龍神温泉、高野龍神国定公園、道の駅 等
 - （エ） 自然公園、その他
 - …天神崎、扇ヶ浜、ひき岩群、百間山溪谷 等
- ・ 各種メディア（雑誌、WEB、SNS 等）を活用し、ターゲット層に対し、効果的な方法、効果的なタイミングでの情報発信を行うこと。
- ・ 一過性の情報発信ではなく、本市の認知度向上及びブランド力向上を図り、持続的な誘客につながる工夫を行うこと。

(2) 周遊キャンペーン企画運営業務

ア 周遊キャンペーンの実施

- ・ 世界遺産登録 20 周年の特別感を演出し、実際に本市に訪れたいくなる企画を実施すること。
- ・ 世界遺産エリアだけでなく、周辺エリアへの周遊を促進するため、本市の多様な観光資源の活用を図ること。なお、単に素材を組み合わせるのではなく、世界遺産（熊野）との関連性やストーリーに着目して組み立てることで、まだ知られていない熊野の価値や魅力の発信にも繋げること。
- ・ 周遊キャンペーン実施に係る物品やノベルティ等の制作を行うこと。物品やノベルティ等の制作に当たっては、本市が有する資源（地元木材等）の活用を図ること。

イ ウォークイベントの実施

- ・ 周遊キャンペーンを活用したウォークイベントを実施し、イベントを通じた誘客及び情報発信を行うこと。

(3) シンポジウム運営業務

- ・ シンポジウムに関する告知を行い、集客に努めること。
- ・ シンポジウム当日の内容（講演内容等）について広く認知してもらうため、当日の様子を収録し、発信すること。
- ・ プロモーション業務とも連動し、効果的かつ効率的に発信すること。

※ シンポジウムの日時、テーマ、登壇者及び会場等については、市において決定し、別途、市から受託候補者に提示する。なお、登壇者への謝金、会場経費については、市から支出するため、本プロポーザルの経費（見積額）に計上しないこと。

4 納品

(1) 成果物

ア 実績報告書

イ 周遊キャンペーン企画運営業務に係る成果物

ウ プロモーション業務に係る成果物

※詳細は事業内容に応じて市と協議の上、納品すること。

(2) 納期

令和7年3月31日（月）

(3) 納品場所

田辺市新屋敷町1番地 田辺市観光振興課内

5 運営管理

受託者は、本事業が効率的かつ適正に実施されるように、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、市への状況報告等）を徹底すること。

6 留意事項

ア 成果品の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）、利用権は、市に帰属するものとする。また、成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続を行い、使用料等の負担及び責任は受託者が負うものとする。

イ 成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、市の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、市に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

ウ 市は、本事業で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、放送等）することができることとする。

エ 成果物は、市が認めた第三者が、田辺市の観光の魅力を広く紹介・PRすることを目的に二次利用する場合がある。

オ 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。

カ この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容につ

いては、その都度、受託者は市と協議を行うこと。

キ 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、市又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

ク 本事業は債務負担行為による契約となるため、委託料は年度ごとの出来高に対し、支払うものとする。